**「第２次長崎市男女共同参画計画」の概要**

**資料③**

**１　計画の背景、位置付け**

**≪国・県≫**

**勘　　案**

　**≪市≫**

長崎市第四次総合計画

長崎市男女共同推進条例

ながさき男女共同

参画都市宣言

**第２次長崎市**

**男女共同参画計画**

**連携**

各部門個別計画

**２　計画期間**

基本計画の期間　　　　平成23年度～令和２年度

後期行動計画の期間　　平成28年度～令和２年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｈ23年度 | Ｈ24年度 | Ｈ25年度 | Ｈ26年度 | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｒ元年度 | Ｒ２年度 |
| 第２次長崎市男女共同参画計画(基本計画)10年第２次長崎市男女共同参画計画（前期行動計画）第２次長崎市男女共同参画計画（後期行動計画）↑見直し【５年】【５年】 |

**３　施策の体系　（７ページ参照）**

　　　基本理念、推進目標【Ⅰ～Ⅲ】、主要課題【1～8】、施策の方向【(1)～(18)】の構成は、前期行動計画の体系を引き継ぐものとする。

**４　関係法に規定する計画を位置付けた内容**

次の①及び②の関係法律に規定する計画は、第２次長崎市男女共同参画計画の基本方針、施策の体系に包含されるものとして、当該後期行動計画と一体的な計画として策定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）** | **②配偶者からの暴力の防止及び被害者の****保護等に関する法律（ＤＶ防止法）** |
| 法の概要 | 男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり基本原則を定め、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとともに、国、地方公共団体及び事業主の責務を明確にする。**（市町村の推進計画策定は努力義務）** | 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。女性に対する暴力を根絶するために、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。**（市町村の計画策定は努力義務）** |
| 男女共同参画計画における施策 | **推進目標Ⅰ**「男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり」**【主要課題】****２**　男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進**推進目標Ⅱ**「あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり」**【主要課題】****５** 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大**６** 女性のｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄの推進**７** 仕事と生活の調和と共同参画の促進**推進目標Ⅲ**「男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり」**【主要課題】****８**男女間における暴力の根絶 | **推進目標Ⅲ**「男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり」**【主要課題】**　**８** 男女間における暴力の根絶 |

**５　推進体制**

　　「長崎市男女共同参画推進本部」において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、市の附属機関である「長崎市男女共同参画審議会」において、計画の進捗状況についての検証等を行い、効果的な事業の推進を図る。